

～子どもが多くの本と出会い、本に親しみ、読書を楽しむことができる環境づくり～

## 第2次西和賀町子どもの読書活動推進計画



令和3年3月  
西和賀町教育委員会

# 目 次

## 第1章 子どもの読書活動推進計画の策定の趣旨

1. 計画策定の目的と背景
2. 計画期間
3. 第1次計画の基本方針と取組
  - (1) 家庭、地域、学校・保育所及び行政が連携した社会全体での読書活動の推進
  - (2) 本に親しむための環境づくり
  - (3) 読書活動に関する理解と関心の普及
4. アンケート調査について
5. 現状の課題について

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

1. 第2次計画における基本方針
  - (1) 家庭・地域・学校及び行政における読書活動推進
  - (2) 子どもが本に親しむための環境整備
  - (3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進
2. 家庭・地域、保育所・学校及び行政における具体的方策
  - (1) 家庭における推進
  - (2) 地域における推進
  - (3) 保育所・保育園における読書活動の推進
  - (4) 学校における読書活動の推進
  - (5) 行政(町立図書室)における読書活動の推進
  - (6) 県立図書館との連携・協力による読書活動の推進

## 第3章 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

1. 計画の進行状況を示す目標値の設定

## 資料編

# 第1章 子どもの読書活動推進計画の策定の趣旨

## 1. 計画策定の目的と背景

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであり、今までに出会わなかったさまざまな新しい世界とめぐり合うことによって、新たな自分をかたちづくる大切な営みといえます。

しかしながら、近年の現代の子どもを取り巻く環境は、情報通信技術（ICT）の発展や、子どものライフスタイルの多様化、多忙化により読書をする時間の減少が懸念されており、読書活動が減少することで子どもの読解力、想像力、思考力の低下にもつながります。

国では、社会全体で子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにした「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が公布・施行されました。

この法律に基づき、国は平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第1次基本計画）策定し、その後、社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえ、平成20年3月に第2次基本計画、平成25年5月に第3次基本計画、平成30年4月に第4次基本計画を定めています。

岩手県においても、平成16年に「岩手県子どもの読書活動推進計画」（第1次計画）、平成21年6月に「第2次推進計画」、平成26年6月に「第3次推進計画」、平成31年3月に「第4次推進計画」を策定しています。

西和賀町では平成18年3月に「西和賀町子どもの読書活動推進計画」（以下「第1次計画」という。）を策定し、子どもの読書活動に関する施策を推進してきました。第1次計画は5か年計画として、策定したところですが、次期計画の策定がなされないまま今日に至っています。国や岩手県の計画内容と本町の読書状況を踏まえ今後5年間の子どもの読書活動を推進する指針として、「第2次西和賀町子どもの読書活動推進計画」を策定し、西和賀町の子どもの自主的な読書活動の更なる推進を図ります。

## 2. 計画期間

この計画は、令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間を計画期間とします。ただし、国・県の計画の動向を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。



中高生の読書ボランティア「NYK48」  
養成講座

### 3. 第1次計画の基本方針と取組状況

平成18年度に策定した第1次計画では、次の3つの基本方針を掲げています。その方針に基づき、これまで行った読書推進活動についての主な取組は以下のとおりです。

#### (1) 家庭、地域、学校・保育所及び行政が連携した社会全体での読書活動の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、社会全体での取り組みが必要です。そのため、家庭・地域、保育所・学校等及び行政がそれぞれ本来の役割を果たし連携しながら、子どもの発達段階に応じた読書に親しむ機会の提供を行いました。

##### (家庭・地域での取り組み)

- 家庭読書の推進
- 家庭教育事業や教育振興運動と連携した読書についての講演会の開催

##### (保育所・保育園、学校での取り組み)

- 先生または読書ボランティアによる読み聞かせ活動の実施
- 保護者への家庭読書の推進及び講演会参加への啓発

##### (町立図書室での取り組み)

- ブックスタート事業
- 読書ボランティアグループ活動の支援
- 移動図書館車による巡回図書
- 小学校向けの図書室見学及び中高生の職場体験の受け入れ

#### (2) 本に親しむための環境づくり

子どもの自主的な読書活動を定着させるためには、読書のできる環境づくりが重要です。そのため、子どもの発達段階に応じて、読書に親しめるように子どもが興味を持ちやすい本を身近に揃え、学校図書室・町立図書室を始め、様々な場所での蔵書の充実や環境整備を行いました。

##### (保育所・保育園、学校での取り組み)

- 移動図書館車による巡回図書でのセット本の借り受け
- 朝読書の時間の活用
- 各学校の図書委員会による図書整備

##### (町立図書室での取り組み)

- 絵本・児童書コーナーの蔵書の充実
- 新刊・新着図書の配置の工夫

### (3) 読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの読書活動を支え導くには、教職員や保護者などの身近な大人が読書活動に理解と関心を持つことも重要です。そのため、町民への広報・啓発を行うとともに、家庭、地域、学校・保育所等、行政などの関係機関と連携して、子どもの読書活動の推進に努めました。

#### (家庭での取り組み)

- 家庭での読み聞かせ
- 家庭教育事業や教育振興運動と連携した読書についての講演会の参加

#### (保育所・保育園、学校での取り組み)

- 読書ボランティアを活用した読み聞かせの実施
- 保護者を対象とした読書の啓発活動

#### (町立図書室での取り組み)

- 町の広報紙による啓発活動
- 読書まつり等イベントの実施
- 中高生の読書ボランティア養成講座の実施



#### 4. アンケート調査について

第2次計画の策定にあたり、子どもの読書活動の現状等を把握するため、町内の児童生徒を対象にアンケート調査を行いました。近年、電子書籍が普及してきていることから中学生のみ設問を設けています。

以下にアンケート調査結果と、岩手県で実施している子どもの読書状況調査結果(平成25年度～平成31年度)から西和賀町の現状は次のとおりです。

(実施日 令和2年 11月)

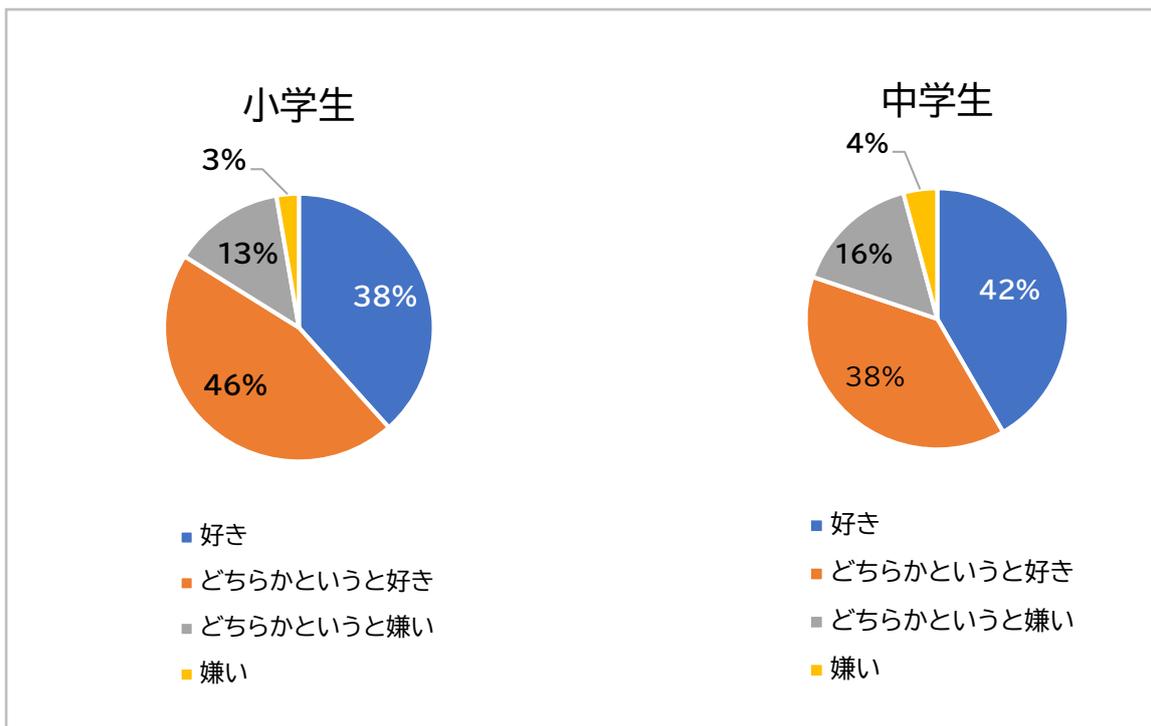
	対象人数	回収数
小学校3年生児童	23人	23人
小学校4年生児童	30人	30人
小学校5年生児童	34人	32人
小学校6年生児童	28人	28人
中学校1年生生徒	25人	25人
中学校2年生生徒	33人	33人
中学校3年生生徒	38人	38人



中高生の読書ボランティア「NYK48」  
養成講座 保育所での実演実習

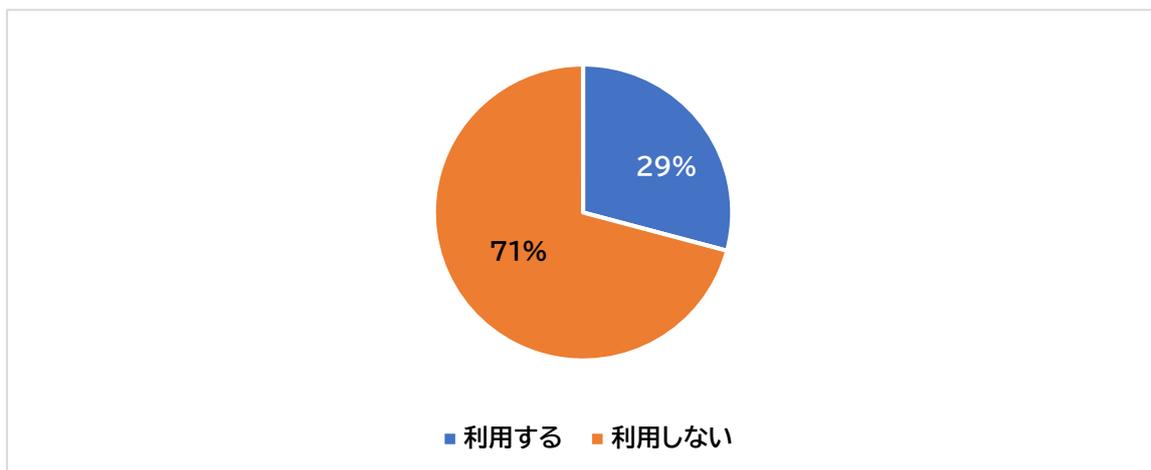


① あなたは、本を読むのが好きですか。



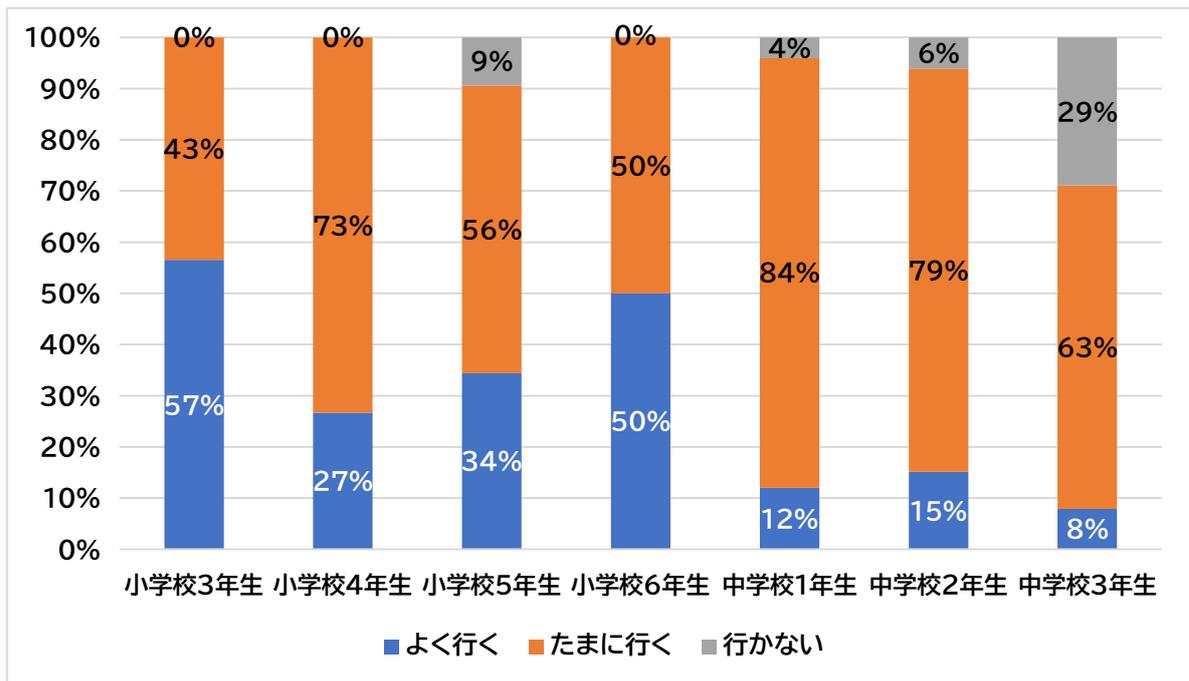
「あなたは、本を読むのが好きですか」という問いに、「好き」「どちらかという好き」と答えた子どもは、小学生で84%、中学生では80%に上り、読書に関する関心は高いという結果になりました。

② 電子書籍を利用しますか。』(中学生のみ)



町内において、電子書籍を活用したことのある生徒は約3割でした。今後、学校においてICT環境の整備に伴って、児童生徒への健康面での影響が懸念されています。ICT機器等の活用状況やエビデンスに基づいて検討していくことが重要です。

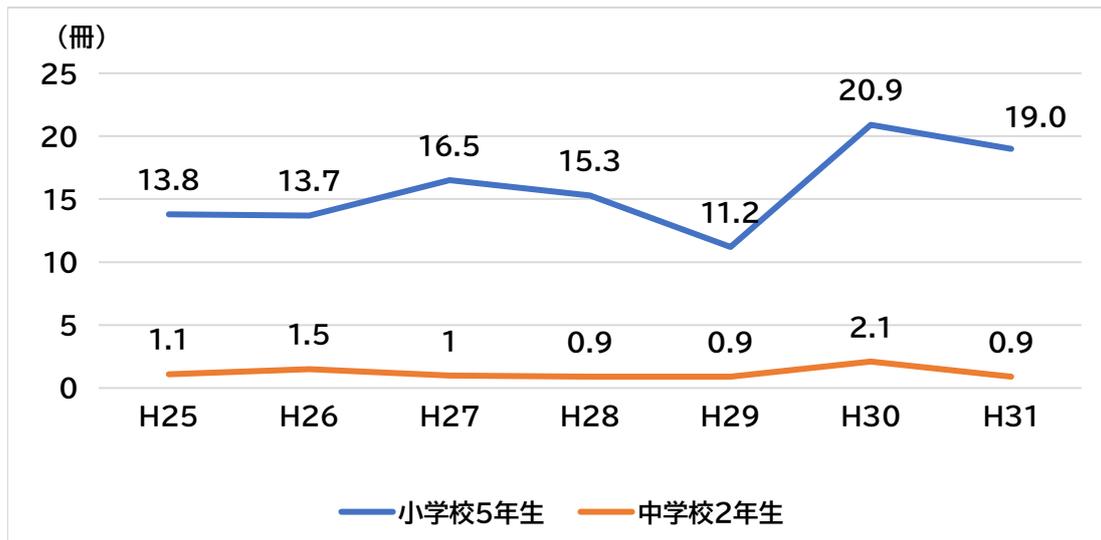
③ 学校の図書室にはよく行きますか



学校図書室の利用頻度について、小学生は大多数が利用していますが、中学生は学年が上がるにつれ、図書室に行かない人が増加しています。

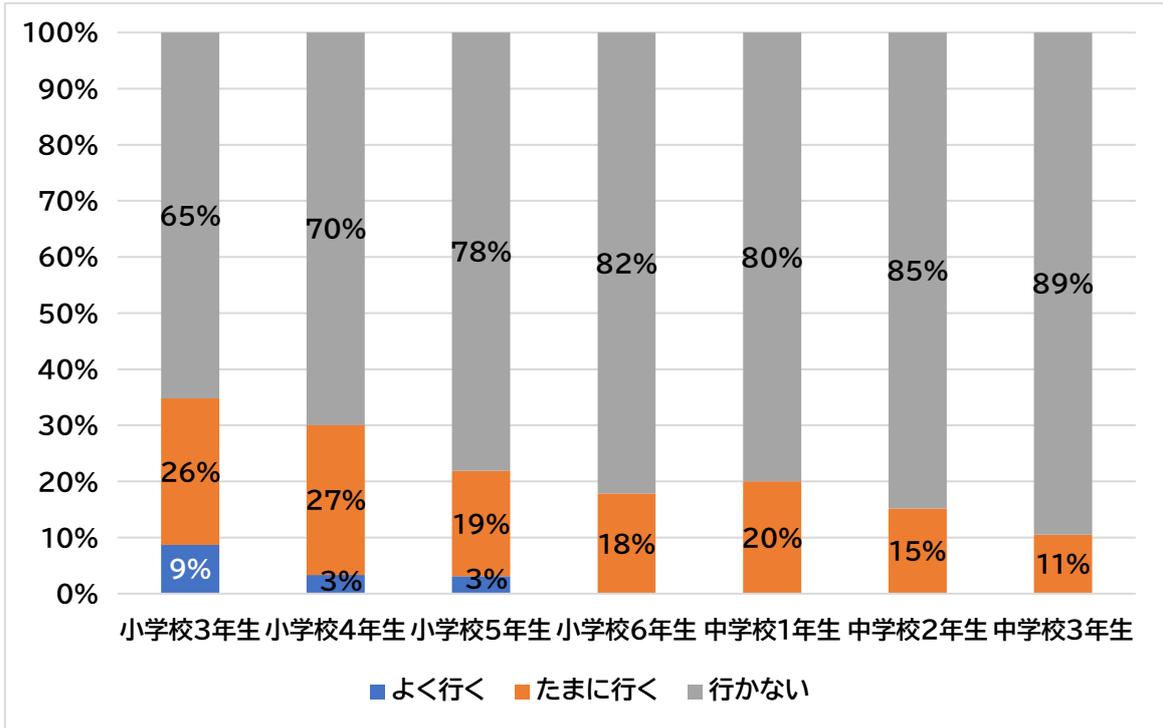
参考資料

『学校の図書館(図書室)を利用したものは、何冊ぐらいですか。』



※岩手県子どもの読書活動状況調査より西和賀町を抽出した結果です。  
年度による上下はあるものの、おおむね増加傾向にあります。

④ 町の図書室にはよく行きますか

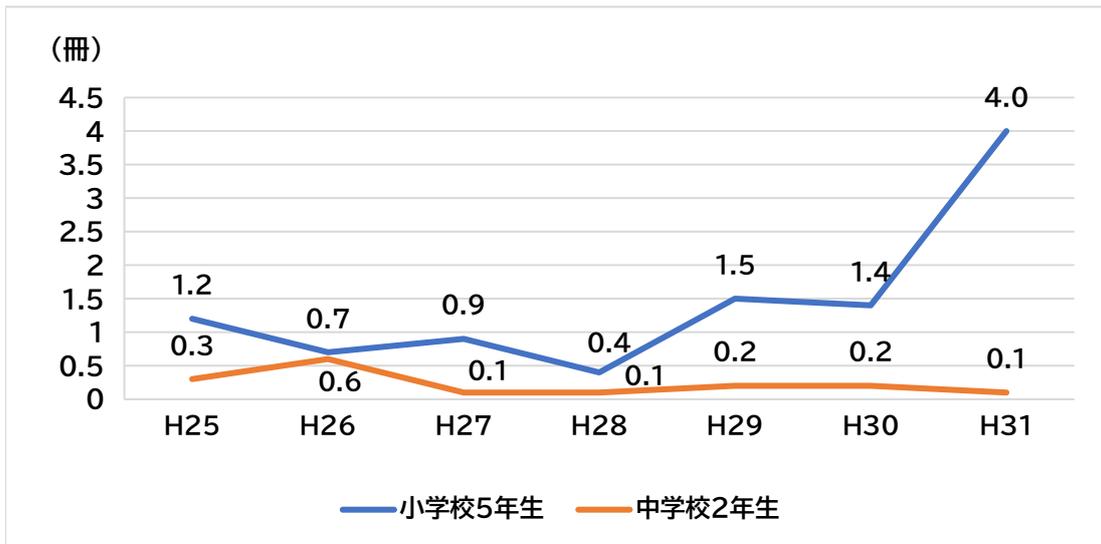


町の図書室の利用頻度は、小中学校ともにどの学年も大多数が利用していない状況にあります。

参考資料

『あなたの住む地域の図書館(図書室)を利用したものは、何冊ぐらいですか。』

※移動図書館車の利用も含みます。

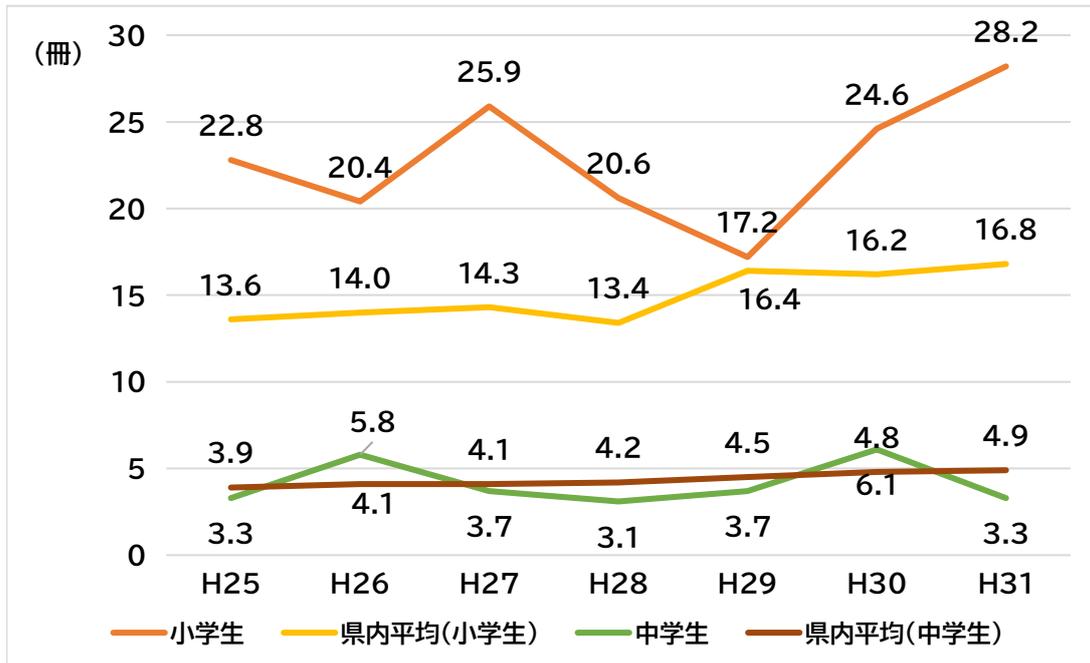


※岩手県子どもの読書活動状況調査より西和賀町を抽出した結果です。

利用冊数では、小学校は利用冊数がH29より増加傾向にあり、中学生については大きな変化等はありません。

**参考資料**

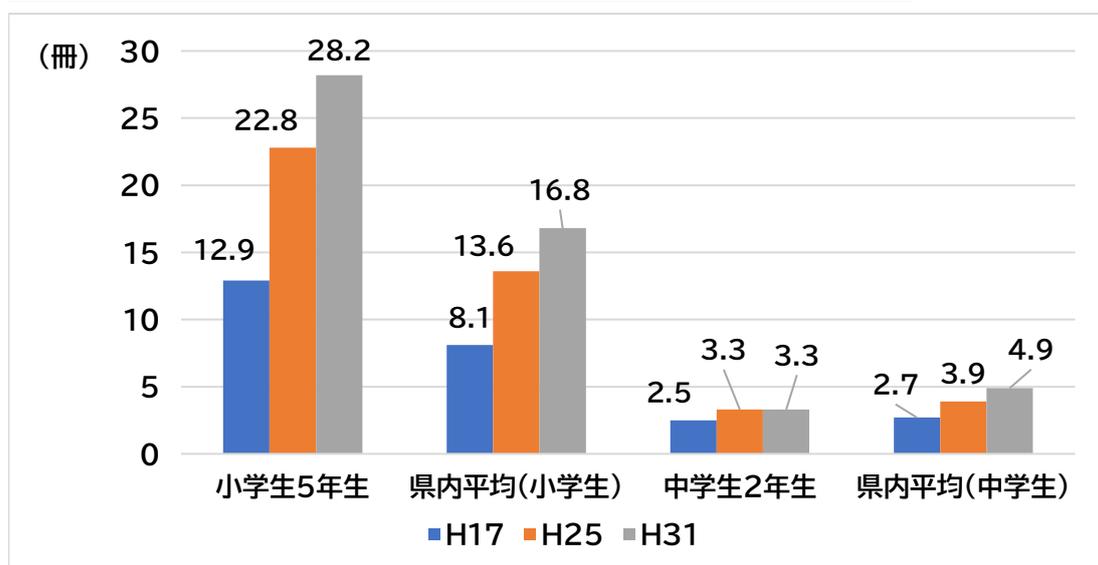
1か月の平均読書冊数の経年変化(西和賀町)



※岩手県子どもの読書活動状況調査より西和賀町を抽出した結果です。  
 年度による上下はあるものの、おおむね増加傾向にあります。

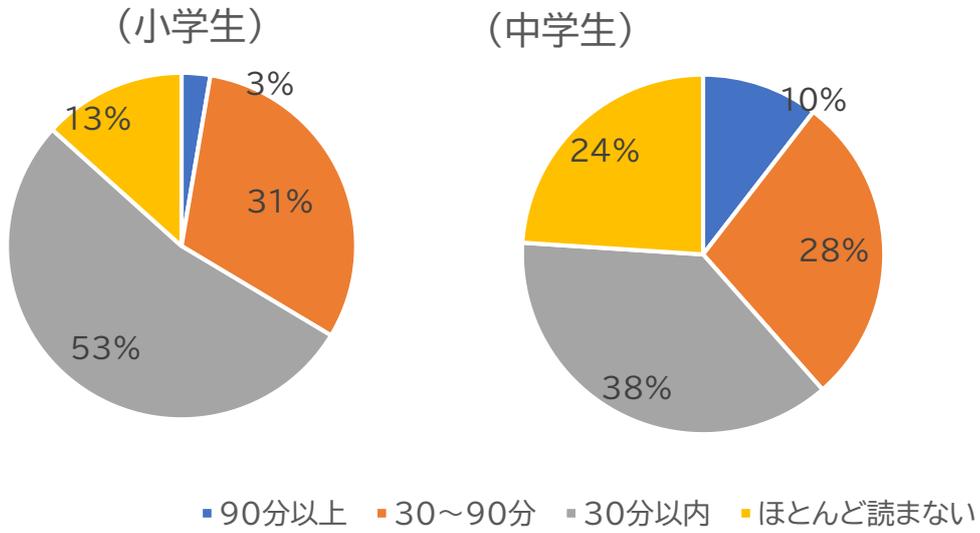
**参考資料**

あなたは、先月(10/1~10/31)、何冊ぐらい本を読みましたか。

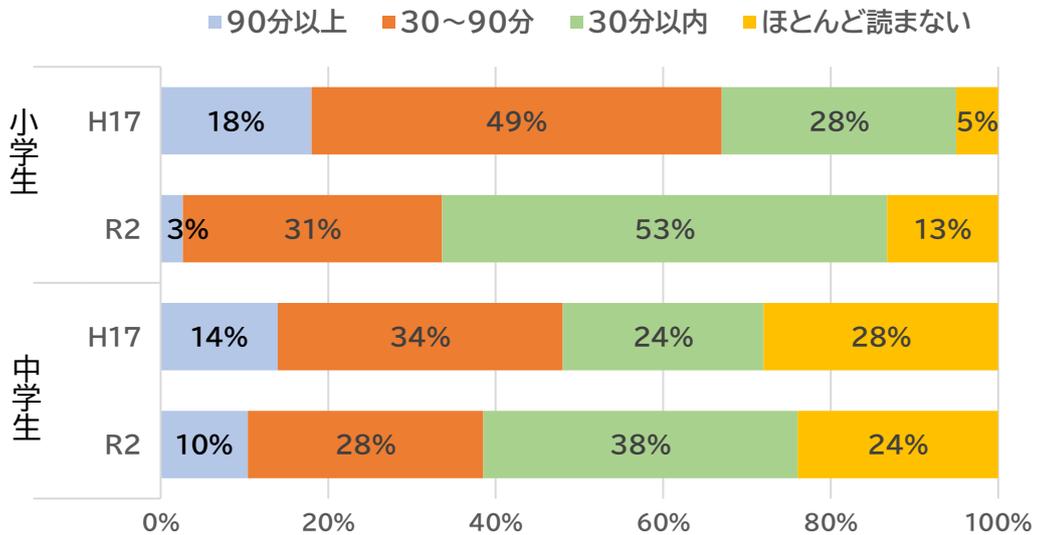


※岩手県子どもの読書活動状況調査より西和賀町を抽出した結果です。  
 H17については、町で実施(H17年2月)した結果を表記しています。  
 小学校にあっては、県内平均を大きく上回っているが、中学生になると県内平均まで減少しています。

あなたは、平日1日あたりどのくらいの時間、本を読みますか？



● 平日の読書時間の比較



平成17年度と平日の読書時間を比較すると、小学生・中学生、ともに読書時間が短くなり、「30分以内」の割合が増えています。

## 5. 現状の課題について

これらのアンケート調査から、子どもの読書活動に係る課題として、以下の3つが明確となりました。

### (1) 読書への関心は高いが、中学生の読書量が少ない

「あなたは、本を読むのが好きですか」の結果を見ると、「好き」「どちらかというが好き」と答えた子どもは、小学生で84%、中学生で80%に上り、読書に関する関心は高いという結果になりました。小学校での「読書ボランティアによる読み聞かせ」や「朝読書」の実施などで、町内のほとんどの児童生徒が読書に取り組む体験をしていることが効果をあげていると思われます。

しかし、中学生になると読書量が減少します。中学生になっても主体的に読書活動が継続できるように読書の「質」を高めていくための取り組みが求められます。

### (2) 町立図書室の利用が少ない

町立図書室について、町内のほとんどの子どもが図書室に行かないという状況でした。理由としては、「家でも本が読めるから」や「家から図書室が遠いから」という回答が多くありました。

町立図書室から遠距離にある地域に居住する子どもへの図書館車によるサービスの充実、乳幼児向けの児童コーナーや中高生を中心とした青少年コーナーの設置を促進していくことが必要だと考えます。また、図書資料の紹介やイベント、研修会の案内、読書ボランティアの活動など子どもの読書に関連する情報を収集し、広報紙やホームページで提供していくことが必要です。

#### ◇ ICT を活用した今後の読書のあり方について

近年、学校教育現場において、デジタル化「GIGA スクール構想」の取り組みが進められている。全児童生徒へ PC あるいはタブレット端末が1人1台配布され、タブレットを使用した学習が導入される。導入が進めば、学校での調べ学習は本で調べるより、インターネットでの情報検索が身近な手段になります。

しかし、ネット検索で得た情報が必ずしも正確であるとは限りません。より多角的、総合的に調べるために、本や辞書・事典・図鑑等の利活用方法について、教師または司書による十分な助言・指導が必要となります。「調べるための読書」と「楽しむための読書」など、読書の仕方について児童生徒に教えることが大切であると考えられるため、今後 ICT の活用について検討が必要です。

## 第2章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1. 第2次計画における基本方針

当町において、読書拠点である図書館が配置されていないなか、これまでの取り組みの中でブックスタート事業や読書ボランティア等研修会・交流会、各小学校においての読書おもいで帳記帳システムの導入などによる子どもの読書活動に一定の効果を得ることができたと考えます。

計画では、これまでの計画の基本方針及びアンケート結果を踏襲しつつ、西和賀町の子どもたちが、本に親しみ、読書力を身につけることができる読書環境の整備・充実を目指し、以下の3つを基本方針として、子どもの読書活動の推進を図ります。

#### (1)家庭・地域、保育所・学校及び行政における読書活動推進

- 子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・地域、学校・保育所及び行政が連携し、それぞれ担うべき役割を明確化し、相互に協力し合える体制づくりを目指します。
- 特に各教育機関において、子どもの読書活動の機会提供を推奨していきます。
- 教育振興運動を推進し、「地域学校協働活動」の充実を図る取り組みを進めていきます。

#### (2)子どもが本に親しむための環境整備

- 子どもの興味に応じ、読書への意欲を湧き立たせる本を、子どもの発達段階に応じて身近に整えておくことが必要です。
- 行政は、図書資料及び施設の充実を図り、読書活動の推進にあたるボランティアの育成を行うなど、読書に親しむための環境と機会の提供に努めます。
- 町立図書室から遠距離にある地域に居住する子どもへの図書館車によるサービスの充実を図ります。
- 沢内庁舎の改修に伴い、沢内庁舎内にある図書室が沢内農業者トレーニングセンターに移設されることから、新たな図書室の環境整備を行います。

#### (3)子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

- 図書資料の紹介やイベント、研修会の案内、読書ボランティアの活動など子どもの読書に関連する情報を収集し、広報紙やホームページで提供に努めます。
- 乳幼児期においてはブックスタート事業、小中学生においては読書推進に係る家庭教育学級への参加を促していきます。
- ICTの普及に伴う、子どもたちの読書環境の変化に関するアンケート調査等を検討します。

## 2. 家庭・地域、保育所・学校及び行政における具体的方策

### (1)家庭における推進

家庭は、子どもに絵本の読み聞かせをしたり、子どもが本に親しんだりするなど、子どもが初めて本と出会う場所です。乳幼児期においては、家族との触れ合い、語りかけてもらえることがコミュニケーションとなり、心とのつながりが深まっていきます。

子どもの読書活動を進めていくうえで、保護者に読書の意義や重要性、楽しさを理解してもらうことが重要です。日常を通して、子どもの発達段階に応じて、読み聞かせや本を話題にするなど、本と触れ合う環境づくりができるように保護者へ情報提供に努めていきます。

#### 【具体的な取組】

- 乳幼児への読み聞かせの体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡す活動であるブックスタート事業について、読み聞かせ会や乳幼児健診等の機会を活用し、行っていきます。
- 子どもの読書に対する関心を引き出し、絵本や物語に親しみ読書活動の習慣化を図ることができるよう、読み聞かせの実施を推奨していきます。
- 読み聞かせ講座・研修会・家庭教育学級等の事業を通じて、家庭における読書推進の啓発・普及を図ります。
- 子どもの読書に関する推奨図書やおすすめ図書について紹介します。
- 図書館車による「巡回図書」の積極的な利用促進を図ります。



ブックスタート&読み聞かせ会

## (2)地域における推進

子どもは家庭だけではなく、地域の人と関わりながら、様々な活動や生活体験を通じて成長します。

地域において、子どもの読書活動を推進するためには、子どもにとって身近に本と親しむことができる環境を整備していく必要があります。

町内各小学校には読書ボランティアがおり、学校での読み聞かせを行っています。読書ボランティアの存在は子どもと本を結ぶための重要な役割を果たしています。

町立図書室は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分の読みたい本を自由に選び、読書の楽しさ、知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。引き続き、関係機関、読書ボランティアと連携し、子どもに本の楽しさや魅力を伝え、また大人も子どもと一緒に読書を楽しめる取組を推進していきます。

### 【具体的な取組】

- 児童書の充実に努めるとともに、他の公共図書館との相互貸借制度の活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- 読書ボランティアやその他の団体への支援を継続して行います。
- 読書ボランティアグループ同士のネットワークを構築して行う情報交流や合同研修会等への協力を行います。
- 講演会や研修会、読書活動のお普及のためのイベントなど、子どもだけでなく保護者に対して読書への理解や関心を高める取組を行います。

## (3)保育所・保育園における読書活動の推進

乳幼児期に絵本等の楽しさと出会うよう、年齢や発達段階に応じた図書を充実させ、必要に応じて町立図書室との連携により図書の充実を図ります。

また、園児が絵本や物語に親しむ機会を確保する観点から、いつでも安心して本に触れることができるような図書の配慮と読書スペースの確保に努めます。町立図書室では月1回、各保育所・保育園へ図書館車による「巡回図書」を行っています。各保育所・保育園によって、担当職員が発達過程に応じて選定したセット本か、園児による自己選定を選んでいただき、本に興味をもってもらう機会とします。

### 【具体的な取組】

- 図書館車による「巡回図書」の活用により、図書の充実を図ります。
- 町立図書室の児童書の充実に努めるとともに、他の公共図書館との相互貸借制度の活用により、年齢や発達段階に応じた図書を提供します。
- 読書推進の啓発に係る内容の「家庭教育学級」を実施するほか、町主催の読書推進事業への参加を促します。
- 地域の読書ボランティアや町立図書室と連携し、読書ボランティアによる読み聞かせ会や中高生による読み聞かせの活動の場を設けます。

#### (4)学校における読書活動の推進

学校の図書室は、子どもたちにとって身近な場所であるとともに、読書指導の場としての機能も備えており、質の高い読書活動を行う機会を提供する場所です。

各学校における図書館教育指導計画に則り、子どもたちの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な図書や資料等を整備・充実させていくことが必要です。各教科、特別活動、総合的な時間において、多様な学習活動を展開し、言語能力を育成するためにも、学校図書資料を充実していくことが求められています。

##### 【具体的な取組】

- 読書・学習活動に関する年間計画の作成と活用を図ります。
- 学校と読書ボランティアとの連携により「朝読書」や「読書まつり」等のイベント開催により、児童生徒と教師がともに読書を楽しむ機会を提供します。(小学校)
- 児童生徒の様々な興味・関心に応えることができる学校図書資料の整備・充実に努めます。
- 図書館車による「巡回図書」の活用により、学級用図書の充実を図ることを奨励します。
- 教科書に掲載された作品の関連作品や、「いわ100」「いわ100キッズ」などの推薦図書を学校図書室へ配置することを奨励します。
- 読書通帳の利用促進により、子どもたちの読書意欲の向上を図ります。(小学校)



巡回図書



職場体験

## (5)行政(町立図書室)における読書活動の推進

子どもにとって地域で身近に本に親しみ、豊富な蔵書の中から自分自身が読みたい本を自由に選択し、読書の楽しみを知ることができる場所が町の図書室です。

行政は、子どもの読書活動に関わる団体、ボランティアの活動が広がるように家庭・地域・学校・保育所等へ協力・連携に努めながら、子どもの読書に関する情報提供を行います。

新刊・新着図書やおすすめ図書の紹介、町主催の読書推進に係る事業の周知などの情報発信を行います。また、子どもや保護者が興味を持つような掲示と魅力ある児童図書の配架、幼児・児童コーナーの設置など、子どもが楽しく図書室を利用できる環境づくりに取り組みます。

### 【具体的な取組】

- 図書館車による「巡回図書」の活用により、図書の充実を図ります。
- 町主催の家庭教育学級や読書活動推進事業を通じて、読書推進の普及・啓発を図ります。
- 地域の読書ボランティアや町立図書室と連携し、読書ボランティアによる読み聞かせ会や小中高生による読み聞かせの活動の場を設けます。
- 乳幼児向けの児童コーナーや中高生を中心とした青少年コーナーの設置を促進していく
- 図書資料の紹介やイベント、研修会の案内、読書ボランティアの活動など子どもの読書に関連する情報を収集し、広報紙やホームページで提供していきます。

## (6)県立図書館との連携・協力による読書活動の推進

子どもが必要とする読書活動や学習活動の機会を保障するために、要望に応じて県立図書館の団体貸出制度の利用や、各図書館が所蔵する図書を相互貸借制度の利用促進のための支援に努めます。

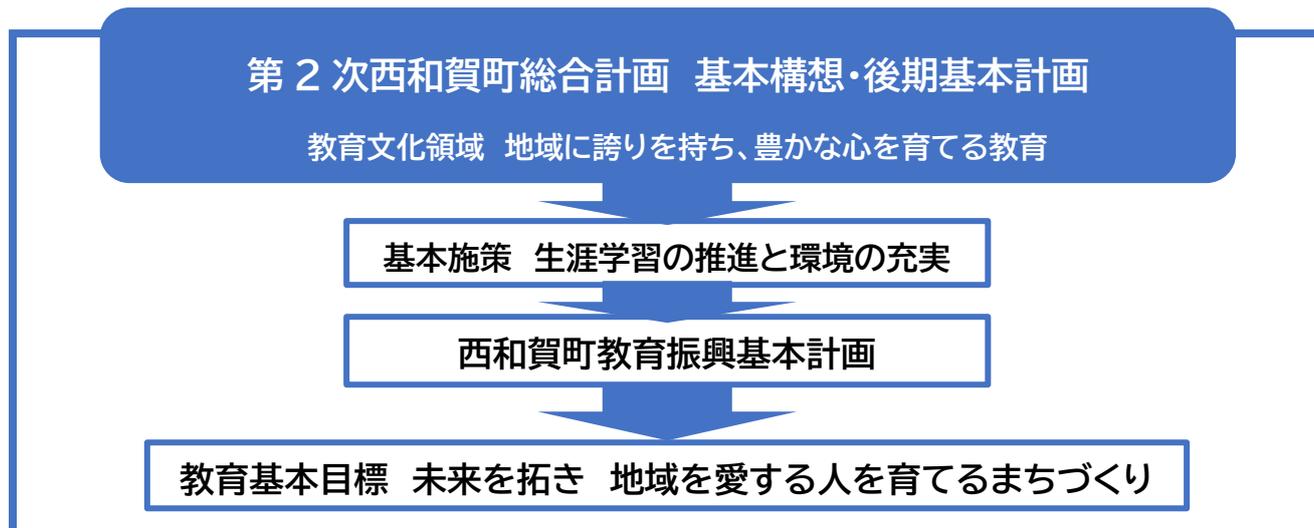
また、図書担当職員と学校、保育所・保育園、学童クラブの教職員は、学校図書館・保育文庫への配本選定等についての情報交換をおこない、読書活動の環境を整備して行くことを奨励します。

その他に、図書館業務を行う上で知識や技術の向上のために、県立図書館で行われる研修会等への積極的に参加していきます。

### 【具体的な取組】

- 読書活動をより充実させるために、県立図書館との相互の連携・協力することで蔵書の相互利用を図ります。
- 年2回、県立図書館の団体貸借制度を利用し、読書活動の環境を整備し、蔵書の充実を図ります。

【計画の構想図】



第2次子どもの読書活動推進計画

【基本方針】

- ① 家庭・地域、保育所・学校及び行政における読書活動推進
- ② 子どもが本に親しむための環境整備
- ③ 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

【家庭】

- ブックスタート事業の実施
- 定期的な読み聞かせ会の実施
- 読み聞かせ講座・研修会・家庭教育学級等の事業の実施
- 推薦図書やおすすめ図書の紹介
- 図書館車による巡回図書の利用

【地域】

- 相互貸借制度の活用
- 読書ボランティアやその他団体への支援の継続
- 読書ボランティアグループ同士の情報交流や合同研修会等への協力
- 保護者に対して読書への理解や関心を高める取組

【保育所・保育園】

- 図書館車による巡回図書の利用
- 相互貸借制度の活用促進
- 家庭教育学級の実施や読書推進事業への参加促進
- 読書ボランティアによる読み聞かせ会や中高生による読み聞かせの活動の場の提供

【学校】

- 読書・学習活動に関する年間計画の作成と活用の推進
- 読書ボランティアとの連携によるイベント開催
- 学校図書資料の整備・充実
- 図書館車による巡回図書の利用
- 教科書に掲載された作品の関連作品や、「いわ 100」「いわ 100 キッズ」などの推薦図書の配置奨励

【町立図書室】

- 巡回図書の活用促進
- 家庭教育学級中央講座の実施、読書推進事業への参加促進
- 地域の読書ボランティアと連携し、読み聞かせ会実施
- 小中高生による読み聞かせの活動の場の提供
- 中学生、高校生向け図書の充実
- 広報紙やホームページによる情報発信

## 第3章 子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

### 1. 計画の進行状況を示す目標値の設定

本計画においての目標値を設定し、家庭、地域、関係機関・団体等は、その目標に向かって、事業・活動等を推進します。

#### (1)本を読むことが好きな児童生徒の割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学生	83.1%	84.6%	86.1%	87.6%	89.1%	90.6%
中学生	80.1%	81.6%	83.1%	84.6%	86.1%	87.6%

[考え方] 令和2年度アンケート調査結果の実績値から年1.5ポイントを加算。

#### (2)平日1日あたりの読書時間数において30分以上と回答するの割合

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学生	33.5%	35.0%	36.5%	38.0%	39.5%	41.0%
中学生	33.3%	34.8%	36.3%	37.8%	39.3%	40.8%

[考え方] 令和2年度アンケート調査結果の数値から年1.5ポイントを加算。

毎年度行われる全国学力・学習状況調査の「普段、1日あたりどれくらいの時間、読書をしますか」の問いに「2時間以上」、「1時間以上、2時間より少ない」、「30分以上、1時間より少ない」の割合が県の過去3カ年(平成29年度～平成31年度)で1番高い数値(小学校40.7%、中学校32.2%)を上回ることを目指します。(この調査は全国学力・学習状況調査による)



# 資 料 編

【参考資料】

## 令和2年度子どもの読書に関するアンケート調査結果

### 1. 調査の目的

本調査は、子どもの読書活動の現状を把握するとともに、子どもの読書活動に影響を与える要因を明らかにすることにより、西和賀町の子どもの読書活動推進計画の策定に資することを目的として実施する。

### 2. 調査対象

- ・町内の小学校に在籍する児童(3年～6年生)
- ・町内の中学校に在籍する生徒(1年～3年生)

### 3. 回収率

	配布数	回収数
小学校3年生児童	23	23
小学校4年生児童	30	30
小学校5年生児童	34	32
小学校6年生児童	28	28
中学校1年生生徒	25	25
中学校2年生生徒	33	33
中学校3年生生徒	38	38
計	211	209

### 4. 調査期間

令和2年11月2日～令和2年11月13日まで

## アンケート調査結果(小学生)

質問項目・回答		人数(人)
1. あなたの学年は？		
	小学校3年生児童	23人
	小学校4年生児童	30人
	小学校5年生児童	32人
	小学校6年生児童	28人
	合計	113人

2. あなたの性別は？		
	男	66人
	女	47人
	合計	113人

3. あなたは、本を読むのが好きですか？		
	好き	43人
	どちらかという好き	51人
	どちらかという嫌い	15人
	嫌い	3人
	無回答	1人
	合計	113人

4. あなたは、平日1日あたりどのくらいの時間、本を読みますか？ (教科書・マンガは数えないでください。)		
	90分以上	3人
	30～90分	35人
	30分以内	60人
	ほとんど読まない	15人
	合計	113人

5. あなたは、休日1日あたりどのくらいの時間、本を読みますか？ (教科書・マンガは数えないでください。)		
	90分以上	8人
	30～90分	31人
	30分以内	48人
	ほとんど読まない	26人
	合計	113人

6. 町の図書館にはよく行きますか？		
	よく行く	4人
	たまに行く	25人
	行かない	84人
	合計	113人

7. 6で行かないと答えた人にお聞きします。町の図書館に行かないのはどうしてですか？(複数回答)		
	本が嫌い	1人
	読みたい本がない	11人
	他のことで遊びたい	14人
	家で本が読めるから	26人
	図書館が家から遠いから	34人
	その他	9人
	合計	95人

その他(小学生)	
・保護者が連れて行ってくれない	・スポ少や英語で行けないから
・そのときバドミントンがたくさんあるから	・家に読んでいない本がたくさんあるから
・本が増えるから	・どこにあるかわからない
・考えていなかったから	
・あまり出かけられないから	
・町外の図書館に行っている	

8. 学校の図書館にはよく行きますか？		
	よく行く	46人
	たまに行く	64人
	行かない	3人
	合計	113人

9. 8で行かないと答えた人にお聞きします。学校の図書室に行かないのはどうしてですか？		
	本が嫌い	0人
	読みたい本がない	0人
	他のことで遊びたい	2人
	家で本が読めるから	0人
	その他	1人
	合計	3人

その他(小学生)  
 ・まだ読み終わっていない本があるから

10. 読書ボランティアさんの読み聞かせは楽しいですか？		
	楽しい	91人
	どちらかという楽しい	19人
	どちらかという楽しくない	3人
	楽しくない	0人
	合計	113人

11. 読書おもいで帳を使ってみていかがですか？		
	大変良い	32人
	良い	33人
	ふつう	39人
	悪い	9人
	大変悪い	0人
	合計	113人

12. 学校の図書室、町の図書室に望むことはありますか？	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● シートン動物記を置いてほしい</li> <li>● 新しい本が見たいです</li> <li>● 工作の本をもっと置いてほしい</li> <li>● ファーブル昆虫記の新しい本を置いてほしい</li> <li>● 鬼滅の刃を置いてほしい</li> <li>● 勉強に関係ある本を置いてほしい(学校図書室)</li> <li>● アニメ・マンガなどの本を置いてほしい</li> <li>● ファンタジー系の本を置いてほしい</li> <li>● 動物関係の本を置いてほしい</li> <li>● 恐竜などの図鑑を置いてほしい</li> </ul>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>● たくさん小説を置いてほしい</li><li>● おもしろい本を置いてほしい</li><li>● 町の図書室で、もう少しいろいろな種類の本を置いてほしい</li><li>● 紙にさがす人・物を書いて、その人や物を見つけるイベントをしてほしい</li><li>● 物語の本のイベントをしてほしい</li><li>● 本を借りるだけでなくくじ引きをしてほしい</li><li>● 図書委員会のおススメを出してほしい</li><li>● テレビくんを置いてほしい(町の図書室)</li><li>● おだやかな音楽をながしてほしい</li><li>● 西和賀の図書館をつくってほしい</li><li>● 1年に1回大きい図書館に全校で行きたい</li><li>● 西和賀に本屋がないので、マンガなどを売ってほしい</li></ul> |
|---|

## アンケート調査結果(中学生)

質問項目・回答		人数(人)
1. あなたの学年は？		
	中学校1年生生徒	25人
	中学校2年生生徒	33人
	中学校3年生生徒	38人
	合計	96人

2. あなたの性別は？		
	男	41人
	女	55人
	合計	96人

3. あなたは、本を読むのが好きですか？		
	好き	40人
	どちらかという好き	37人
	どちらかという嫌い	15人
	嫌い	4人
	合計	96人

4. あなたは、平日1日あたりどのくらいの時間、本を読みますか？ (教科書・マンガは数えないでください。)		
	90分以上	10人
	30～90分	27人
	30分以内	36人
	ほとんど読まない	23人
	合計	96人

5. あなたは、休日1日あたりどのくらいの時間、本を読みますか？ (教科書・マンガは数えないでください。)		
	90分以上	6人
	30～90分	22人
	30分以内	36人
	ほとんど読まない	32人
	合計	96人

6. 町の図書室にはよく行きますか？		
	よく行く	0人
	たまに行く	14人
	行かない	82人
	合計	96人

7. 6で行かないと答えた人にお聞きします。町の図書室に行かないのはどうしてですか？(複数回答)		
	本が嫌い	5人
	読みたい本がない	14人
	他のことで遊びたい	12人
	家で本が読めるから	39人
	図書室が家から遠いから	18人
	その他	6人
	合計	94人

<p>その他(中学生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・めんどくさいから</li> <li>・場所がわからない</li> <li>・部活があるから</li> <li>・借りに行く時間があまりないから</li> </ul>
--

8. 学校の図書室にはよく行きますか？		
	よく行く	11人
	たまに行く	71人
	行かない	14人
	合計	96人

9. 8で行かないと答えた人にお聞きします。学校の図書室に行かないのはどうしてですか？(複数回答)		
	本が嫌い	1人
	読みたい本がない	5人
	他のことで遊びたい	2人
	家で本が読めるから	4人
	その他	2人
	合計	14人

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動があるから</li> <li>・自分の本を読んでいるから</li> </ul>
---

10. 読み聞かせ活動に興味はありますか？		
	ある	10人
	どちらかというところ	22人
	どちらかというところない	41人
	ない	23人
	合計	96人

11. 電子書籍を利用しますか？		
	利用する	28人
	利用しない	68人
	合計	96人

<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットにつながるゲーム機</li> </ul>
--

12. 11で「利用する」と答えた人にお聞きします。どの媒体で利用しますか？ (複数回答)		
	携帯電話	0人
	スマートフォン	8人
	タブレット	18人
	PC	4人
	その他	1人

13. 学校の図書室、町の図書室に望むことはありますか？	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 服を作る本を置いてほしい</li> <li>● 小説をもっと置いてほしい</li> <li>● 恋の本・楽しい本を置いてほしい</li> <li>● 恋愛系の本を置いてほしい</li> <li>● おススメの本を教えてほしい</li> <li>● イマドキの本・話題の本をたくさん置いてほしい</li> <li>● ファンタジーの本を増やしてほしい(活字の厚い本)</li> <li>● もう少しジャンルを増やしてほしい</li> <li>● ジャニーズとかの本を置いてほしい</li> </ul>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>● 宮部みゆきの本を増やしてほしい</li><li>● 小説を増やしてほしい</li><li>● たくさんの種類の本を置いてほしい</li><li>● ハリーポッターシリーズを置いてほしい</li><li>● イベントを増やしてほしい</li><li>● 町の図書室を明るくしてほしい、照明が暗くて行きづらい</li><li>● 学校の図書室の配置を換えてほしい</li></ul> |
|--|---|

子どもの読書活動の推進に関する法律  
(平成十三年十二月十二日法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(こども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置及びその他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第 2 次西和賀町子どもの読書活動推進計画  
令和 3 年度～令和 7 年度

発行 西和賀町教育委員会

編集 西和賀町教育委員会

〒 029-5512

岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71

電話 0197-82-3283

FAX 0197-82-3111(代表)